

平成30年度 須恵町 幼稚園就園奨励費補助金限度額一覧

【区分別補助限度額】

世帯区分	補助限度額		
	子の区分※2		
平成30年度市町村民税課税額	第1子	第2子	第3子以降
① 生活保護世帯	年額 308,000円	年額 308,000円	年額 308,000円
② 市町村民税が非課税となる世帯 または 市町村民税所得割が非課税となる世帯	年額 272,000円	年額 308,000円	年額 308,000円
③ 市町村民税が非課税となる世帯 または 市町村民税所得割が非課税となる世帯 (ひとり親世帯等※1の特例)	年額 308,000円	年額 308,000円	年額 308,000円
④ 市町村民税の所得割課税額が77,100円 以下の世帯	年額 187,200円	年額 247,000円	年額 308,000円
⑤ 市町村民税の所得割課税額が77,100円 以下の世帯 (ひとり親世帯等※1の特例)	年額 272,000円	年額 308,000円	年額 308,000円
⑥ 市町村民税の所得割課税額が211,200円 以下の世帯	年額 62,200円	年額 185,000円	年額 308,000円
⑦ 上記①～⑥区分以外の世帯	-	年額 154,000円	年額 308,000円

※1 ひとり親世帯等の特例【特例に該当する世帯は、該当することが分かる書類を添付してください。】

- ひとり親世帯等とは保護者または保護者等同一の世帯に属する者が次に該当する場合
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養している者
 - ・身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る。)
 - ・療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る。)
 - ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る。)
 - ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童(在宅の者に限る)
 - ・国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者(在宅の者に限る。)

※2 小学校1年～3年生の子どもまたは未就学児のうち、1人目を第1子、2人目を第2子、3人目以降を第3子以降として算定する。(世帯区分が①～⑤に該当する世帯を除く)

世帯区分が①～⑤に該当する世帯は、平成28年度より兄弟の年齢要件が撤廃されました。

その他

1. 所得割課税額は住宅借入金等特別税額控除前^前の額とする。
2. 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は所得割課税額を合算する。
3. 途中入園又は途中退園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。

$$\text{上記の単価} \times (\text{保育料の支払い月数} + 3) \div 15 \quad (\text{百円未満を四捨五入})$$
4. 実際の支払額が限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。
5. 支払いは、年2回(10月・3月)に分けて行う。